

# 香川高等専門学校キャンパス教員会議規程

平成 22 年 9 月 22 日制定

(趣旨)

**第 1 条** この規程は、香川高等専門学校内部組織規則第 22 条第 2 項の規定に基づき、香川高等専門学校キャンパス教員会議（以下「キャンパス教員会議」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

(任務)

**第 2 条** キャンパス教員会議は、香川高等専門学校高松キャンパス及び詫間キャンパス（以下「各キャンパス」という。）の運営に係る事項について協議し、各キャンパス内の連絡調整に当たることを任務とする。

(組織)

**第 3 条** キャンパス教員会議は、各キャンパスにそれぞれ置く。

2 キャンパス教員会議は、校長、各キャンパスの専任教員及び事務部長をもつて組織する。

(運営)

**第 4 条** キャンパス教員会議は、校長が招集し、議長となる。

2 校長に事故あるときは、あらかじめ校長の指名する者が議長の職務を代行する。

(構成員以外の者の出席)

**第 5 条** 校長は、必要があるときは、第 3 条に定める構成員以外の者を出席させることができる。

(幹事)

**第 6 条** キャンパス教員会議に幹事を置き、総務課長及び管理課長並びに学務課長又は学生課長をもつて充てる。

2 幹事は、所掌事項について説明することができる。

(事務)

**第 7 条** キャンパス教員会議の事務は、総務課において処理する。

(その他)

**第 8 条** この規程に定めるもののほか、キャンパス教員会議の運営に関し必要な事項は、校長が定める。

## 附 則

この規程は、平成 22 年 9 月 22 日から施行し、平成 22 年 8 月 24 日から適用する。

## 附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。